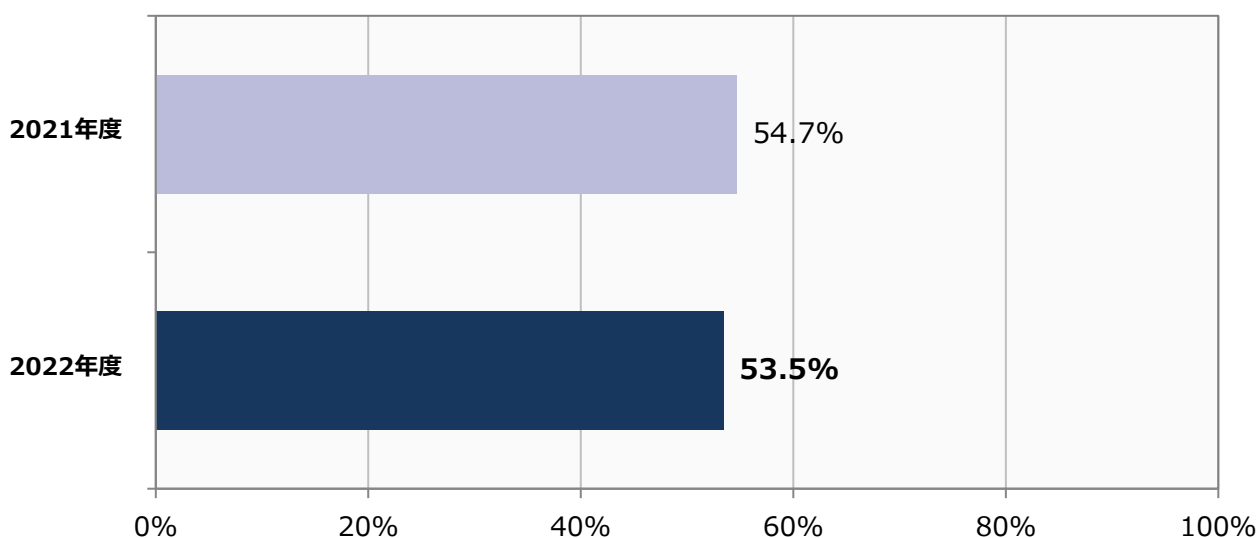


入院時食事療養等の基準において、医師の発行する食事箋に基づいて提供される療養に係る特別食加算の算定実施率

加算対象となる特別食は、医師の発行する食事箋に基づいて提供される患者の年齢・病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食、無菌食及び特別な場合の検査食をいうものです。入院時において、患者の基礎疾患等を把握し特別食適応の患者に対して管理栄養士は医師へ特別食の提案が可能となっています。入院時の提供食種を基本として患者の栄養管理（栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価・栄養管理計画・実施・定期的に評価）が開始となります。特別食適応疾患を抱えている患者にとって食事療養の理想的なお手本としての食事と質の高い栄養管理体制により医療への貢献につながると考えます。更には、特別食加算として病院の収益に貢献でき、年次的推移をみていくことで質の指標として活動の評価とします。



当院値の定義・算出方法

$$\frac{\text{分子：特別食加算算定数}}{\text{分母：濃厚流動食以外の入院患者の食事提供数}} \times 100 (\%)$$

結果の考察と今後の取り組み

今回は、①病棟の閉鎖②生活習慣病関連の患者などの緊急性の低い患者の入院予定の延期と消化管の手術が少なかった事などの背景から特別食の対象者の減少③食欲不振のため、主治医の指示で治療食から一般食へ変更となっていました。その背景を各病棟担当栄養士は意識しつつ、治療食提供が必要な対象者に対しては、可能な限り治療食への提供をおこなうことで、前年度の-1.2%に留めることができました。

文責：栄養部 管理栄養士
鯉川 直美